

令和4年9月29日
海事局安全政策課
検査測度課

国際海事機関（IMO）第8回貨物運送小委員会（CCC 8）の開催結果概要

～脱炭素化に向け、船舶の安全基準策定作業が前進～

令和4年9月14日から23日にかけて、国際海事機関（IMO）の第8回貨物運送小委員会^{※1}（CCC 8）が開催されました。今次会合では、船舶におけるアンモニアの燃料利用、液化水素を運搬するための安全基準について審議が行われ、我が国からの提案をもとに基準案を作成していくことが合意されました。

1. アンモニア燃料船の安全ガイドラインに関する検討

国際海運からの温室効果ガスの排出削減のため、アンモニアを燃料とする船舶の開発が我が国を含め世界中で進められています。

今次会合において、我が国は、アンモニアの毒性や腐食性、水溶性などを踏まえて新たに検討すべき事項を、LNGを燃料とする船舶等に適用される既存規則と比較しながら整理した文書を提出しました。

審議の結果、我が国の提案をベースにガイドライン案の検討を進めていくことが合意され、会期間通信作業部会^{※2}を設置して、来年9月に予定されている次回会合（CCC 9）に向けてガイドライン案を作成することとなりました。

2. 液化水素運搬船の暫定勧告の見直し

我が国は、水素サプライチェーンの構築に向けた液化水素運搬船の商用化の動きを踏まえ、これまで小型の実証船のみにしか対応していなかった国際基準（ばら積み液化水素の運搬に関する暫定勧告）について、大型の船舶に対応した見直しの方向性を提案しました。

今次会合ではこの方向性が合意され、CCC 9に向けて改正案が審議されることになりました。

我が国では、引き続きIMOにおける議論に積極的に参加し、これらの議論を主導してまいります。

上記事項の詳細や、その他の審議事項は別紙をご参照ください。

※1 安全及び環境に配慮した個品危険物及びばら積み貨物の運送、ガス燃料船及び液化ガスばら積み船の安全要件の見直し、コンテナの安全に係る事項等について審議を行う小委員会。

※2 会合が開催されていない間、メールベースで審議を行うグループ。

問い合わせ先

（1. 関係）海事局安全政策課 鈴木、井原

TEL：03-5253-8111（内線43-561, 43-562）、03-5253-8631（直通）、FAX：03-5253-1642

（2. 関係）海事局検査測度課危険物輸送対策室 矢澤、本多

TEL：03-5253-8111（内線44-177, 44-173）、03-5253-8639（直通）、FAX：03-5253-1644



国際海事機関（IMO）第8回貨物運送小委員会

（CCC 8）の主な結果概要

1. アンモニア燃料船の安全ガイドラインに関する検討

国際海運からの温室効果ガスの排出削減のため、アンモニアを燃料とする船舶の開発が日本を含め世界中で進められています。

これまで、CCCの上部委員会である海上安全委員会（MSC）において、日本は、シンガポール、ICS（国際海運会議所）、INTERCAGO（国際乾貨物船主協会）とともに、アンモニア燃料船の普及促進に向けて、国際的な安全ガイドライン策定に向けた検討を開始するよう提案していました。本年春のMSC 105において我が国からの提案が合意され、今次会合から、具体的な審議が開始されたところです。

今次会合において、日本は、シンガポール、ICS、INTERCAGOとともに、アンモニアの毒性や腐食性、水溶性といった特徴を踏まえて、LNG燃料船に適用される既存規則と比較しながら検討を進めることを提案しました。具体的には、

- ・ 毒性への対応のため、保護メガネやガスマスクなどの船員保護具の使用や、換気手法
- ・ 腐食性への対応のため、配管などの材料の選定
- ・ アンモニアは水に溶けた際に発熱するため、火災時における水によるタンクの冷却のあり方

などを考慮する必要性があることを示しました。

審議の結果、支持多数、反対意見なしにて、日本の提案をベースにガイドライン案の検討を進めていくことが合意され、次回CCC 9に向けて設置される会期間通信作業部会でガイドライン案の準備を行うこととなりました。

2. 液化水素運搬船の暫定勧告の見直し

水素社会の実現に向け、我が国は 2014 年に日豪共同の新規作業計画「液化水素ばら積み運送のための暫定勧告（以下「暫定勧告」という。）の策定」を国際海事機関（IMO）の第94回海上安全委員会（MSC 94）に提案し、同暫定勧告は 2016 年の MSC 97 にて採択されました。

2021 年 12 月からは同暫定基準により建造された世界初となるパイロット船の実証実験が開始されております。

今後の水素のサプライチェーンの構築に向けた液化水素の海上輸送の商用化には、天然ガス運搬船のような大型のタンクを搭載した液化水素運搬船の建造が欠かせません。

しかしながら、既存の暫定勧告は、槽間を真空にした二重構造のタンクを搭載する

パイロット船用であり、大型のタンクを搭載する液化水素運搬船には技術上の理由により適用することができません。

今次会合では、我が国が提案した液化水素運搬船の暫定勧告の見直しの方向性が合意され、CCC 9に向けて審議されることとなりました。

3. 水素燃料船の安全ガイドラインに関する検討

水素を燃料とする船舶の安全ガイドライン案について、本年春のMSC 105で承認された燃料電池船の安全要件に関するガイドラインとの関係の整理などの審議が行われました。

次回CCC 9に向けて設置される会期間通信作業部会でガイドライン案の準備を行うこととなりました。

4. LPG燃料船の安全ガイドラインに関する検討

LPGを燃料とする船舶の安全ガイドライン案について、前回会合（CCC 7）より継続して審議がなされていたところ、今次会合で最終化しました。当該ガイドライン案は、来年5月に開催予定のMSC 107において承認される予定です。

5. 国際穀類コード(International Grain Code)の改正

ばら積み穀類を運送する船舶に対して適用される同コードにおいて、穀類を積載する際の復原性要件について、積み付け条件を踏まえて計算することが義務づけられています。

この条件について、新たな積み付け条件を追加する改正案が提案されておりましたが、審議の結果改正案が合意され、MSC 107に承認を求めることとなりました。改正コードは、2026年1月1日以降に適用される見込みです。

Grain Code の変更点概要

○現行規則

積み付け条件として、「満載（穀類表面の荷繰り有り）」、「満載（穀類表面の荷繰り無し）」及び「部分積載（穀類表面は水平と仮定）」を考慮。

○改正案

上記に加えて、新たに「ハッチエンドビーム底縁以上の高さまで部分積載され、ハッチ開口外縁の外側において穀類表面の荷繰り無し」を考慮。

以上